

ID: 306

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市風連米乾燥調製施設条例 第15条第2項において読み替える場合の第13条		
例規番号	平成18年条例第165号		
<p>【根拠条文】 (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市風連米乾燥調製施設条例施行規則第5条の規定による。 (利用料金の減免及び手続) 第5条 条例第13条に規定する利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。 (1) 市及び関係機関が公務のために利用するとき 10割 (2) その他市長が必要と認めるとき 10割 2 利用料金の減免の手続は、指定管理者が定めるものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日